

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成22年6月24日提出
<b>【発行者名】</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	執行役社長 吉川 淳
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【電話番号】</b>	03-3241-9511
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向け)
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額(平成22年6月25日から平成23年6月23日まで) 2兆円を上限とします。 * なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向け)

(以下「ファンド」といいます。)

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述の「(12)その他 申込みの方法」をご参照ください。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額 とします。

なお、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

なし

## (6) 【申込単位】

1円以上1円単位

## (7) 【申込期間】

平成22年6月25日から平成23年6月23日まで

\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## (9) 【払込期日】

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

## 申込みの方法

受益権の申込みを行なう投資者は、販売会社所定の方法で申込みを行ないます。

受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

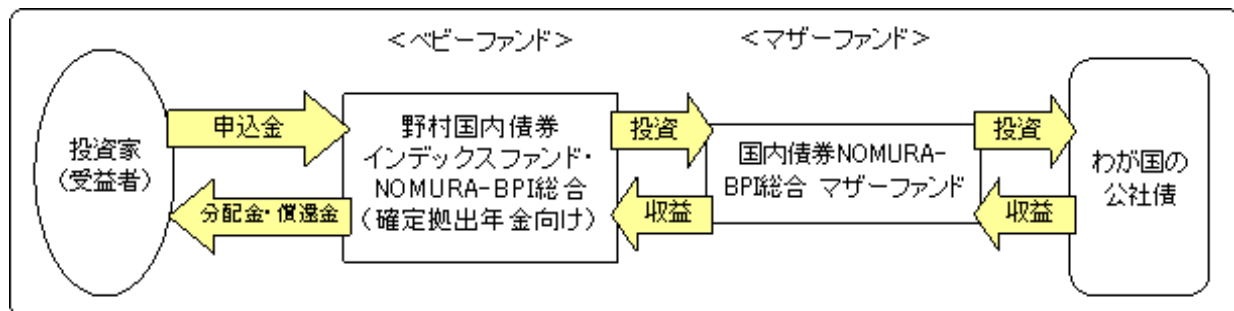
ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドは、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）マザーファンドの概要」をご参照ください。

ファンドは、マザーファンドのほか、公社債等に直接投資する場合があります。

分配金は、無手数料で再投資されます。

信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## &lt; 商品分類 &gt;

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け））

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	<b>国内</b>	株式	<b>インデックス型</b>
<b>追加型</b>	海外	<b>債券</b>	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	<b>年1回</b>	グローバル		
	年2回	<b>日本</b>		日経225
	年4回	北米	<b>ファミリーファンド</b>	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		T O P I X
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	<b>その他 (NOMURA- BPI総合)</b>
<b>その他資産 (投資信託証券 (債券一般))</b>		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組み入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年9月16日現在）

< 商品分類表定義 >

[ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[ 投資対象地域による区分 ]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 独立した区分 ]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[ 補足分類 ]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[ 投資対象資産による属性区分 ]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

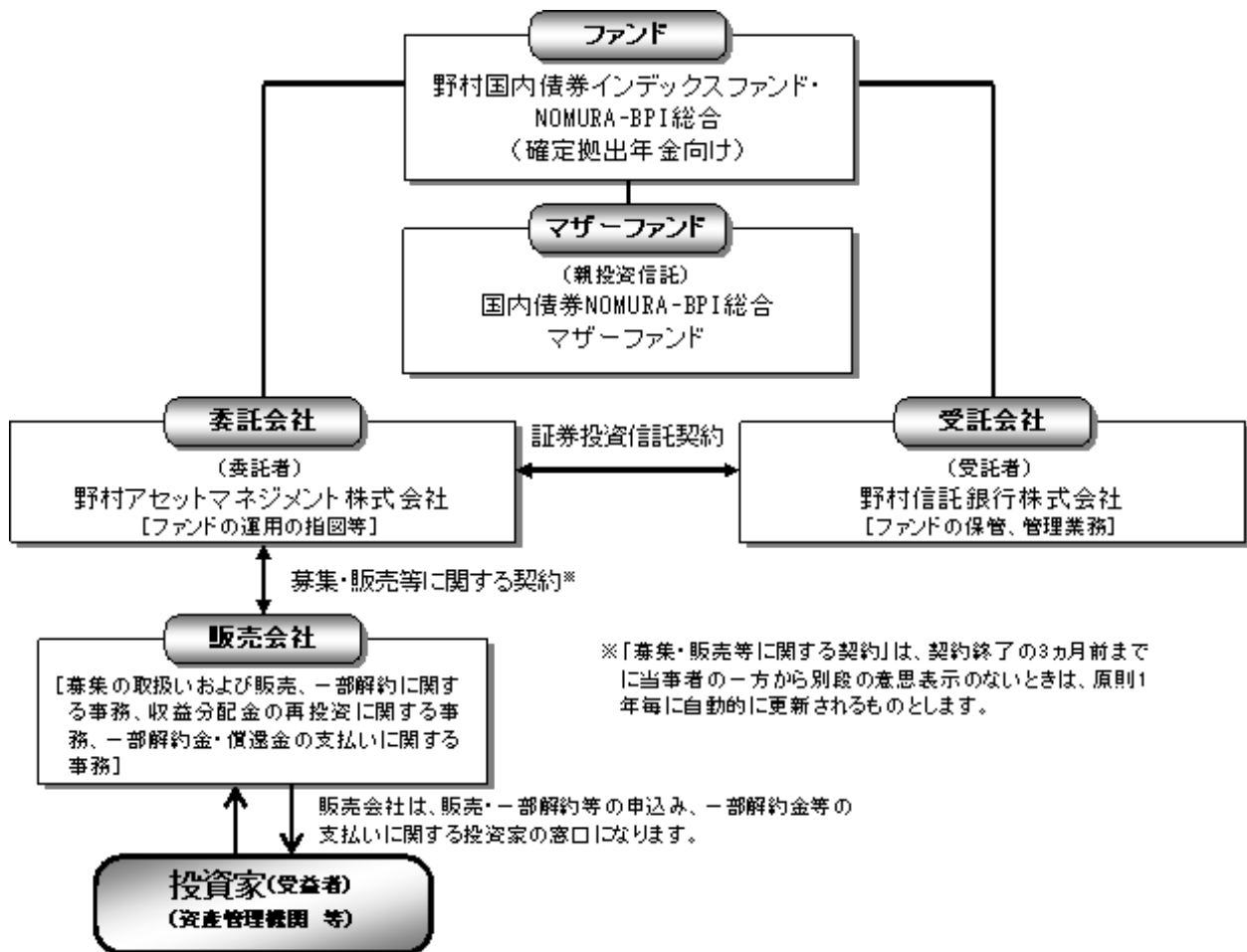
- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。



## [特殊型]

- (1)プル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

## 委託会社

- ・ 名称

## 野村アセットマネジメント株式会社

- ・ 本店の所在の場所

## 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

- ・ 資本金の額

## 平成22年5月末現在、17,180百万円

- ・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日	委員会等設置会社へ移行

## ・大株主の状況(平成22年5月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

ファンドは、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

NOMURA-BPI総合とは

NOMURA-BPI総合は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しております。また、野村証券株式会社は、ファンドおよびマザーファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ 有価証券
    - ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
    - ハ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
    - ニ 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 2 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ 為替手形
- 有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド(「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資するこ

とを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。)  
転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
- 5 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
- 8 コマーシャル・ペーパー
- 9 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 11 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

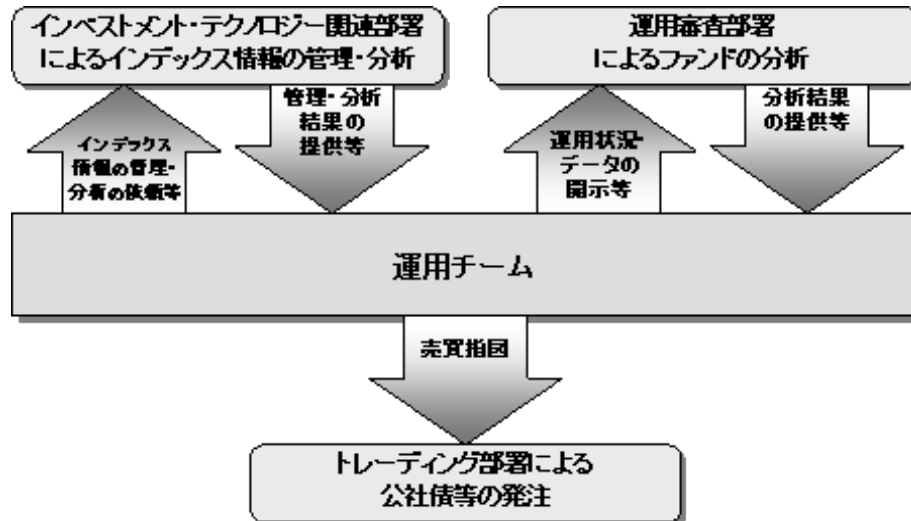
委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの  
その他の投資対象
  - 1 先物取引等
  - 2 スワップ取引

## (3) 【運用体制】

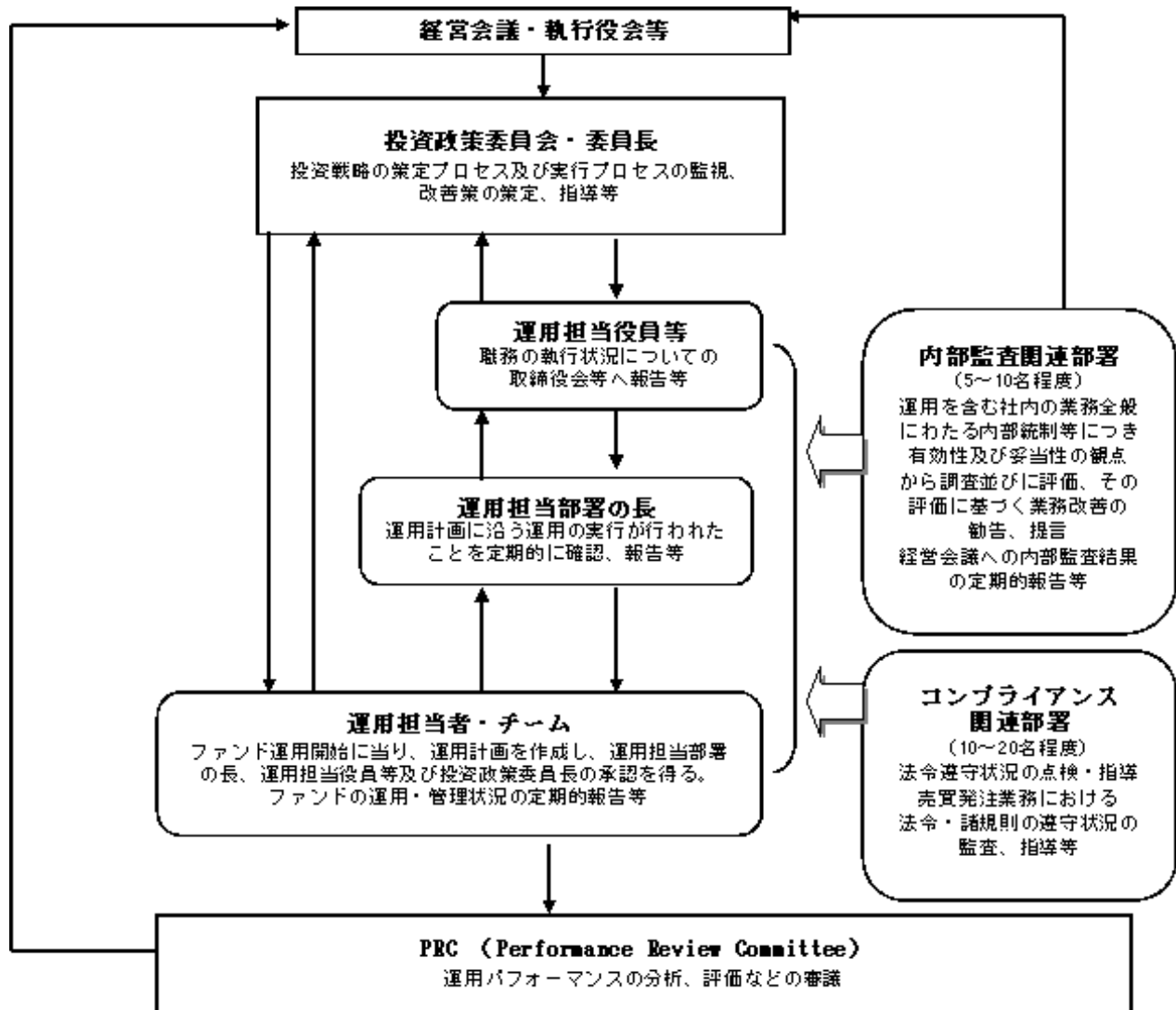
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成22年6月24日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



#### (4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### ファンドの決算日

原則として毎年3月31日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純

資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資する株式の範囲(約款第20条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

## 公社債の借入れ(約款第26条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## 資金の借入れ(約款第34条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

## (参考)マザーファンドの概要

「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

### 3 【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

##### 主な変動要因

##### [金利変動リスク]

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に公社債等に投資しますので、金利の変動により、ファンドの基準価額は変動します。

##### [信用リスク]

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

##### その他の変動要因

##### [有価証券の貸付等におけるリスク]

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドはマザーファンドへの投資を通じてNOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指して運用いたしますが、ファンドの基準価額とNOMURA-BPI総合は乖離する場合があります。乖離する要因は、主として資金の流出入から、実際にマザーファンドで債券を売買するまでのタイミングのずれならびに債券の売買コスト、信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。また、ファンドの投資成果がNOMURA-BPI総合との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

## リスク管理関連の委員会

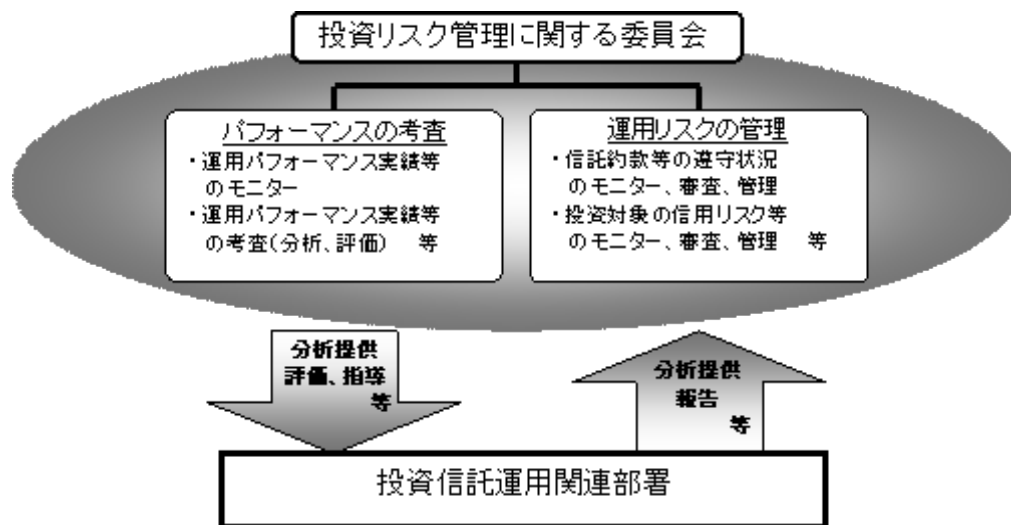
## パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

## 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成22年6月24日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

##### (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年10,000分の42（税抜年10,000分の40）以内の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

なお、平成21年12月16日現在、適用する信託報酬率は、金利水準等を勘案し、年10,000分の16.8（税抜年10,000分の16）の率となっております。ただし、信託報酬率は、年10,000分の42（税抜年10,000分の40）の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとし、信託報酬率が年10,000分の16.8（税抜年10,000分の16）の場合の配分については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の7	年10,000分の6	年10,000分の3

##### (4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

##### (5) 【課税上の取扱い】

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

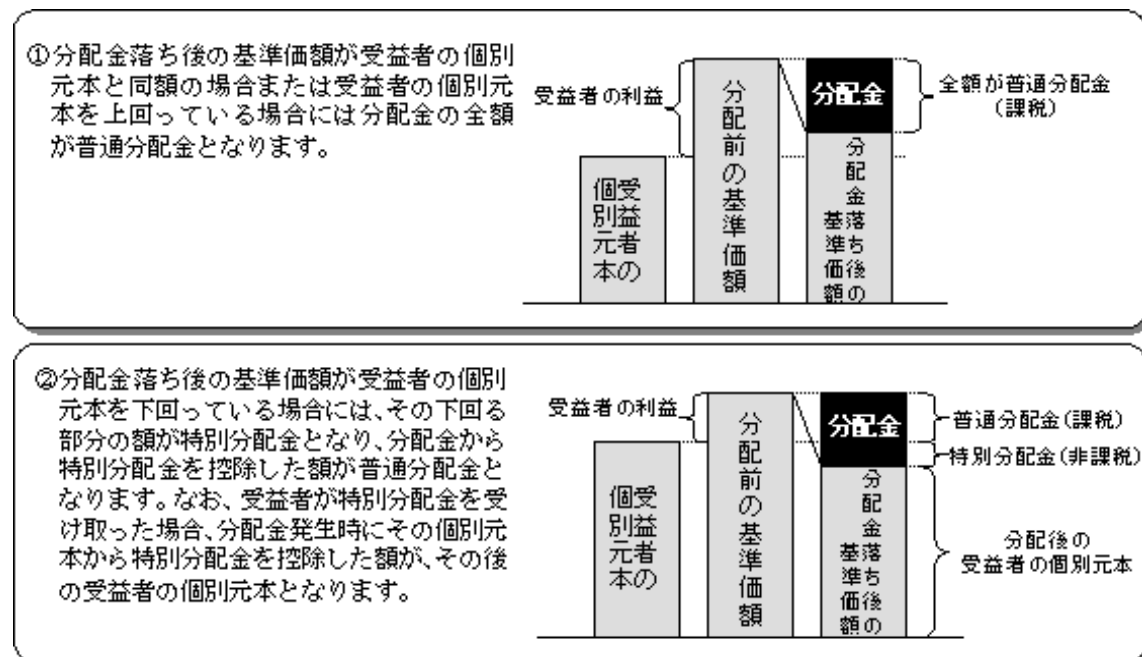
#### 換金（解約）時および償還時の課税について

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

#### （ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		かかりません
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.1%	
	所得税および地方税		かかりません
償還時	所得税および地方税		かかりません

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の場合は、所要の税金がかかります。詳しくは上述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。



## 5 【運用状況】

以下は平成22年4月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	25,822,845,453	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,341,888	0.00
合計(純資産総額)		25,825,187,341	100.00

<ご参考>

「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	175,488,900,720	73.55
地方債証券	日本	17,112,785,278	7.17
特殊債券	日本	24,547,873,216	10.28
社債券	日本	19,100,303,720	8.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,320,312,476	0.97
合計(純資産総額)		238,570,175,410	100.00

## (2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資
					単価	金額	単価	金額	
					(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	日本	投資信託 受益証券	国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファ ンド	23,120,105,160	1.1076	25,609,218,617	1.1169	25,822,845,453	99.99

<ご参考>

「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	利率	償還期限	投資
					単価	金額	単価	金額			
					(円)	(円)	(円)	(円)	(%)		(%)
1	日本	国債証券	国庫債券利 付(5年)第 88回	3,000,000,000	99.81	2,994,345,000	100.19	3,005,700,000	0.5	2015/3/20	1.25

2	日本	国債証券 国庫債 利付（1 0年） 第30 第5回	2,600,000,000	99.44	2,585,492,000	100.51	2,613,390,000	1.3	2019/12/20	1.09
3	日本	国債証券 国庫債 利付（1 0年） 第29 第3回	2,350,000,000	105.26	2,473,821,500	106.36	2,499,507,000	1.8	2018/6/20	1.04
4	日本	国債証券 国庫債 利付（1 0年） 第28 第6回	2,200,000,000	105.94	2,330,856,000	106.87	2,351,206,000	1.8	2017/6/20	0.98
5	日本	国債証券 国庫債 利付（1 0年） 第28 第9回	2,200,000,000	103.39	2,274,646,000	104.42	2,297,328,000	1.5	2017/12/20	0.96
6	日本	国債証券 国庫債 利付（1 0年） 第28 第8回	2,100,000,000	105.07	2,206,638,000	106.03	2,226,777,000	1.7	2017/9/20	0.93
7	日本	国債証券 国庫債 利付（1 0年） 第29 第1回	2,000,000,000	101.64	2,032,980,000	102.71	2,054,200,000	1.3	2018/3/20	0.86
8	日本	国債証券 国庫債 利付（1 0年） 第30 第6回	2,000,000,000	100.16	2,003,385,000	101.05	2,021,000,000	1.4	2020/3/20	0.84
9	日本	国債証券 国庫債 利付（2 年）第 286 回	2,000,000,000	100.26	2,005,300,000	100.24	2,004,840,000	0.3	2011/11/15	0.84
10	日本	国債証券 国庫債 利付（2 年）第 290 回	2,000,000,000	100.09	2,001,820,000	100.09	2,001,840,000	0.2	2012/3/15	0.83

11	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第30 0回	1,900,000,000	102.13	1,940,603,000	103.27	1,962,149,000	1.5	2019/3/20	0.82
12	日本	国債証券 国庫債 利付(5 年)第 81回	1,900,000,000	101.51	1,928,842,000	101.84	1,935,131,000	0.8	2014/3/20	0.81
13	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第28 7回	1,750,000,000	106.69	1,867,180,000	107.58	1,882,702,500	1.9	2017/6/20	0.78
14	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第29 9回	1,800,000,000	100.44	1,807,974,000	101.57	1,828,314,000	1.3	2019/3/20	0.76
15	日本	国債証券 国庫債 利付(5 年)第 63回	1,750,000,000	102.01	1,785,315,000	101.94	1,784,072,500	1.2	2012/3/20	0.74
16	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第30 1回	1,700,000,000	101.85	1,731,518,000	102.97	1,750,507,000	1.5	2019/6/20	0.73
17	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第30 2回	1,700,000,000	100.98	1,716,796,000	102.10	1,735,768,000	1.4	2019/6/20	0.72
18	日本	国債証券 国庫債 利付(5 年)第 61回	1,700,000,000	101.79	1,730,430,000	101.70	1,729,002,000	1.2	2011/12/20	0.72
19	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第29 0回	1,650,000,000	102.41	1,689,913,500	103.48	1,707,420,000	1.4	2018/3/20	0.71

20	日本	国債証券 国庫債 利付(2 0年) 第33 回	1,410,000,000	118.46	1,670,342,400	119.32	1,682,468,400	3.8	2016/9/20	0.70
21	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第29 8回	1,600,000,000	100.74	1,611,968,000	101.85	1,629,664,000	1.3	2018/12/20	0.68
22	日本	国債証券 国庫債 利付(5 年)第 87回	1,600,000,000	99.86	1,597,792,000	100.31	1,605,056,000	0.5	2014/12/20	0.67
23	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第28 2回	1,500,000,000	105.59	1,583,895,000	106.41	1,596,255,000	1.7	2016/9/20	0.66
24	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第23 6回	1,560,000,000	102.30	1,595,911,200	102.18	1,594,023,600	1.5	2011/12/20	0.66
25	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第29 6回	1,500,000,000	102.65	1,539,870,000	103.73	1,556,085,000	1.5	2018/9/20	0.65
26	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第29 7回	1,500,000,000	101.57	1,523,655,000	102.68	1,540,245,000	1.4	2018/12/20	0.64
27	日本	国債証券 国庫債 利付(1 0年) 第24 2回	1,500,000,000	102.43	1,536,525,000	102.38	1,535,835,000	1.2	2012/9/20	0.64
28	日本	国債証券 国庫債 利付(5 年)第 82回	1,500,000,000	101.90	1,528,605,000	102.21	1,533,165,000	0.9	2014/3/20	0.64

29	日本	国債証券 国庫債 利付（10年） 第28回	1,400,000,000	106.24	1,487,360,000	107.02	1,498,392,000	1.8	2016/9/20	0.62
30	日本	国債証券 国庫債 利付（10年） 第24回	1,420,000,000	100.99	1,434,157,400	101.12	1,435,946,600	0.6	2013/3/20	0.60



## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.99
合計		99.99

&lt;ご参考&gt;

「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		73.55
地方債証券		7.17
特殊債証券		10.28
社債証券		8.00
合計		99.02

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成22年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2003年3月31日)	3,253	3,256	1.0273	1.0283
第2期 (2004年3月31日)	4,117	4,117	1.0067	1.0067
第3期 (2005年3月31日)	9,030	9,038	1.0239	1.0249
第4期 (2006年3月31日)	10,502	10,507	1.0075	1.0080
第5期 (2007年4月 2 日)	13,227	13,233	1.0271	1.0276
第6期 (2008年3月31日)	17,664	17,672	1.0587	1.0592
第7期 (2009年3月31日)	21,912	21,923	1.0702	1.0707
第8期 (2010年3月31日)	25,492	25,504	1.0894	1.0899
2009年4月末日	21,932		1.0681	
5月末日	22,071		1.0663	
6月末日	22,626		1.0764	
7月末日	23,028		1.0750	
8月末日	23,256		1.0822	
9月末日	23,508		1.0856	
10月末日	23,861		1.0809	
11月末日	24,257		1.0899	
12月末日	24,631		1.0912	
2010年1月末日	24,831		1.0910	
2月末日	24,858		1.0921	
3月末日	25,492		1.0894	
4月末日	25,825		1.0984	

## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0010 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0010 円
第4期	0.0005 円
第5期	0.0005 円
第6期	0.0005 円
第7期	0.0005 円
第8期	0.0005 円

## 【収益率の推移】

期	収益率
第1期	2.8 %
第2期	2.0 %
第3期	1.8 %
第4期	1.6 %
第5期	2.0 %
第6期	3.1 %
第7期	1.1 %
第8期	1.8 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 6 【手続等の概要】

### （1）申込(販売)手続等

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

なお、申込手数料はありません。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

### （2）換金(解約)手続等

受益者は、委託者に1口単位をもって換金の請求をすることができます。

換金の実行の請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

換金の価額は、換金のお申込み日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

換金時の費用や税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

換金代金は、原則として換金のお申込み日から起算して5営業日目から申込みの販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等

の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行なうものとします。

上記(1)及び(2)の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
(半日営業日は午前9時～正午)  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## 7 【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

< 基準価額の計算方法 >

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額 を、受益権口数で除して得た額をいいます。

純資産総額とは、ファンドの時価総額のことで、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～正午）

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（2）保管

該当事項はありません。

（3）信託期間

無期限とします(平成14年7月25日設定)。

（4）計算期間

原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 受益者の権利等」をご参照ください。

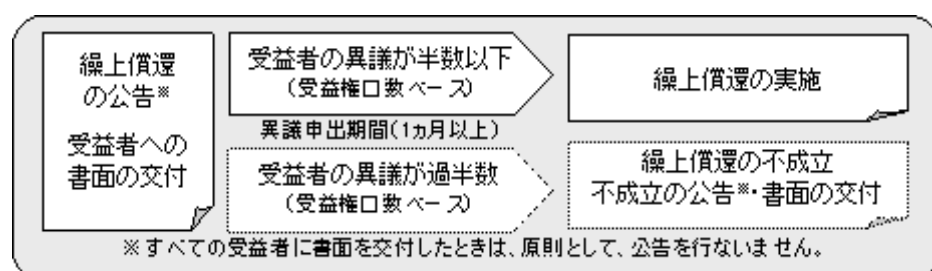
（6）その他

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ ）委託者は、上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行います。



- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき等には、信託契約を終了させる場合があります。

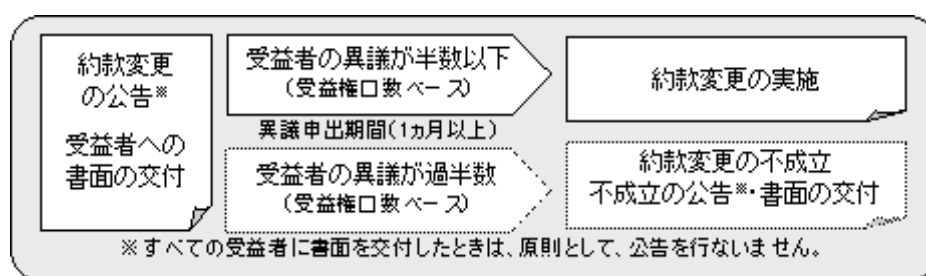
(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- ( )委託者は、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続きを行います。



- ( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )の規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(d)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

## 第2 【財務ハイライト情報】

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

### 1 【貸借対照表】

期別	第7期 平成21年3月31日現在	第8期 平成22年3月31日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	112,320,272	43,484,628
親投資信託受益証券	21,909,973,933	25,490,044,812
未収入金		19,217,891
未収利息	318	127
流動資産合計	22,022,294,523	25,552,747,458
資産合計	22,022,294,523	25,552,747,458
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,238,190	11,700,144
未払解約金	81,697,090	27,857,863
未払受託者報酬	3,228,624	3,835,391
未払委託者報酬	13,990,668	16,619,983
その他未払費用	215,183	255,630
流動負債合計	109,369,755	60,269,011
負債合計	109,369,755	60,269,011
純資産の部		
元本等		
元本	20,476,380,724	23,400,288,185
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,436,544,044	2,092,190,262
(分配準備積立金)	779,156,373	1,078,598,638
元本等合計	21,912,924,768	25,492,478,447
純資産合計	21,912,924,768	25,492,478,447
負債純資産合計	22,022,294,523	25,552,747,458

### 2 【損益及び剰余金計算書】

期別	第7期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第8期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	144,853	36,244
有価証券売買等損益	276,490,438	458,000,665
営業収益合計	276,635,291	458,036,909
営業費用		
受託者報酬	6,083,031	7,382,687
委託者報酬	26,359,688	31,991,552
その他費用	405,415	492,054
営業費用合計	32,848,134	39,866,293
営業利益	243,787,157	418,170,616
経常利益	243,787,157	418,170,616
当期純利益	243,787,157	418,170,616
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	13,169,954	18,820,580

期首剰余金又は期首欠損金( )	979,301,134	1,436,544,044
剰余金増加額又は欠損金減少額	358,304,544	451,375,688
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	358,304,544	451,375,688
剰余金減少額又は欠損金増加額	147,780,555	183,379,362
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	147,780,555	183,379,362
分配金	10,238,190	11,700,144
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,436,544,044	2,092,190,262

## &lt; 注記表 &gt;

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	第8期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成20年4月 1 日から平成21年3月31日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成21年4月 1 日から平成22年3月31日までとなっております。



### 第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第4 【ファンドの詳細情報の項目】

後述の「第三部 ファンドの詳細情報」について、交付目論見書とは別に、その内容を記した書面を『請求目論見書』として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

また、請求目論見書の内容はEDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors' **NET**work の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

なお、「請求目論見書」の記載項目は、下記の通りです。

### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

##### 1 申込(販売)手続等

##### 2 換金(解約)手続等

#### 第3 管理及び運営

##### 1 資産管理等の概要

###### (1) 資産の評価

###### (2) 保管

###### (3) 信託期間

###### (4) 計算期間

###### (5) その他

##### 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

##### 1 財務諸表

###### (1) 貸借対照表

###### (2) 損益及び剰余金計算書

###### (3) 注記表

###### (4) 附属明細表

##### 2 ファンドの現況

###### ・純資産額計算書

#### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部 【ファンドの詳細情報】

### 第1 【ファンドの沿革】

平成14年7月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

### 第2 【手続等】

#### 1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
(半日営業日は午前9時～正午)  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

<申込手数料>

なし

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座

簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求の受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

手取り額<sup>\*</sup>は、解約申込みの受付日の基準価額から、信託財産留保額（1万口につき基準価額の0.1%）を差し引いた金額となります。

\* 上記の手取り額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合を記載しております。確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、上記のほか、所得税および地方税が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.1%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 第3 【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

##### (1) 【資産の評価】

###### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

##### (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3) 【信託期間】

無期限とします(平成14年7月25日設定)。

## (4) 【計算期間】

原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他(a)ファンドの繰上償還条項等」による解約の日までとします。

## (5) 【その他】

## (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

## (b) 信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ( )受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解

約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- ( )委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( )委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(d)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。



（g）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、「自動けいぞく投資契約」に基づいて自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

## 第4 【ファンドの経理状況】

### 野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向け)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)および第8期計算期間(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 平成21年 3月31日現在	第8期 平成22年 3月31日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	112,320,272	43,484,628
親投資信託受益証券	21,909,973,933	25,490,044,812
未収入金	-	19,217,891
未収利息	318	127
流動資産合計	22,022,294,523	25,552,747,458
資産合計	22,022,294,523	25,552,747,458
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	10,238,190	11,700,144
未払解約金	81,697,090	27,857,863
未払受託者報酬	3,228,624	3,835,391
未払委託者報酬	13,990,668	16,619,983
その他未払費用	215,183	255,630
流動負債合計	109,369,755	60,269,011
負債合計	109,369,755	60,269,011
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	20,476,380,724	23,400,288,185
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,436,544,044	2,092,190,262
（分配準備積立金）	779,156,373	1,078,598,638
元本等合計	21,912,924,768	25,492,478,447
純資産合計	21,912,924,768	25,492,478,447
負債純資産合計	22,022,294,523	25,552,747,458

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日	第8期 自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日
<b>営業収益</b>		
受取利息	144,853	36,244
有価証券売買等損益	276,490,438	458,000,665
営業収益合計	276,635,291	458,036,909
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	6,083,031	7,382,687
委託者報酬	26,359,688	31,991,552
その他費用	405,415	492,054
営業費用合計	32,848,134	39,866,293
営業利益	243,787,157	418,170,616
経常利益	243,787,157	418,170,616
当期純利益	243,787,157	418,170,616
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	13,169,954	18,820,580
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	979,301,134	1,436,544,044
剰余金増加額又は欠損金減少額	358,304,544	451,375,688
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	358,304,544	451,375,688
剰余金減少額又は欠損金増加額	147,780,555	183,379,362
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	147,780,555	183,379,362
分配金	10,238,190	11,700,144
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,436,544,044	2,092,190,262

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	第8期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成20年4月 1 日から平成21年3月31日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成21年4月 1 日から平成22年3月31日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第7期 平成21年3月31日現在	第8期 平成22年3月31日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 20,476,380,724 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 23,400,288,185 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0702 円 (10,000口当たり純資産額 10,702 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0894 円 (10,000口当たり純資産額 10,894 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	第8期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額2,063,666,146円(10,000口当たり1,007円)のうち、10,238,190円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額2,755,264,425円(10,000口当たり1,177円)のうち、11,700,144円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	257,502,862円	費用控除後の配当等収益額	A	321,267,678円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	77,599,418円
収益調整金額	C	1,274,271,583円	収益調整金額	C	1,664,965,643円
分配準備積立金額	D	531,891,701円	分配準備積立金額	D	691,431,686円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	2,063,666,146円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	2,755,264,425円
当ファンドの期末残存口数	F	20,476,380,724口	当ファンドの期末残存口数	F	23,400,288,185口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,007円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,177円
10,000口当たり分配金額	H	5円	10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	10,238,190円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	11,700,144円

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

第7期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	第8期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
	<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p>

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第7期 平成21年3月31日現在	第8期 平成22年3月31日現在
	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	第8期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日



市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	
---	--

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第7期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日		第8期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日	
期首元本額	16,684,874,203 円	期首元本額	20,476,380,724 円
期中追加設定元本額	6,409,158,455 円	期中追加設定元本額	5,544,331,029 円
期中一部解約元本額	2,617,651,934 円	期中一部解約元本額	2,620,423,568 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第7期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	21,909,973,933	329,011,336
合計	21,909,973,933	329,011,336

## 売買目的有価証券

種類	第8期 自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日	
	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	476,384,910	
合計	476,384,910	

## 3 デリバティブ取引関係

第7期(自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)

該当事項はございません。

第8期(自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日)

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

(1) 株式（平成22年3月31日現在）

該当事項はございません。

## (2)株式以外の有価証券

(平成22年3月31日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド		25,490,044,812	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		25,490,044,812	
	組入時価比率：100.0%		100%	
合計			25,490,044,812	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

参考

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

当ファンドは「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

対象年月日	平成22年3月31日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,729,301,386
国債証券	167,479,414,930
地方債証券	16,387,362,770
特殊債券	23,914,256,947
社債券	18,072,852,320
未収入金	2,118,395,400
未収利息	501,569,945
前払費用	19,266,187
流動資産合計	232,222,419,885
資産合計	232,222,419,885
負債の部	
流動負債	
未払金	5,297,367,400
未払解約金	73,386,816
流動負債合計	5,370,754,216

負債合計	5,370,754,216
純資産の部	
元本等	
元本	204,814,671,203
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	22,036,994,466
元本等合計	226,851,665,669
純資産合計	226,851,665,669
負債純資産合計	232,222,419,885

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価して おります。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成22年3月31日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1076 円
(10,000口当たり純資産額)	11,076 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

	自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

#### 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (2)金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在

#### 1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

#### 2 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

平成22年3月31日現在

#### 1 元本の移動及び期末元本額の内訳

期首

平成21年4月1日

期首元本額

177,450,298,276 円

期首より平成22年3月31日までの期中追加設定元本額

51,657,001,973 円

期首より平成22年3月31日までの期中一部解約元本額

24,292,629,046 円

期末元本額

204,814,671,203 円

期末元本額の内訳\*

野村国内債券インデックスファンド

279,853,294 円

野村世界6資産分散投信(安定コース)

24,931,033,492 円

野村世界6資産分散投信(分配コース)

58,999,630,074 円

野村世界6資産分散投信(成長コース)

4,206,896,259 円

野村資産設計ファンド2015

1,222,906,611 円

野村資産設計ファンド2020

311,325,216 円

野村資産設計ファンド2025	204,910,209 円
野村資産設計ファンド2030	121,146,810 円
野村資産設計ファンド2035	58,918,120 円
野村資産設計ファンド2040	196,117,150 円
野村日本債券インデックスファンド	7,985,608,641 円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	733,752,978 円
のむらップ・ファンド(保守型)	371,172 円
のむらップ・ファンド(普通型)	118,019 円
のむらップ・ファンド(積極型)	47,748 円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	10,112,819,321 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	566,046,107 円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	25,482,787,212 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	4,233,788,692 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	55,310,020 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	59,045,279 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	14,026,438 円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	9,330,714,015 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	590,793,458 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	3,350,914,317 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	2,380,963,657 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	397,367,322 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	554,229,250 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,207,392,607 円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	2,461,251,480 円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	187,411,458 円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	5,929,424,687 円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	7,980,396,587 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	3,981,906,055 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向け)	23,013,763,825 円
マイバランスDC30	1,109,290,389 円
マイバランスDC50	746,882,719 円
マイバランスDC70	200,079,305 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	1,615,431,210 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### (3) 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成22年3月31日現在)

該当事項はございません。

#### (2) 株式以外の有価証券

(平成22年3月31日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫債券 利付(2年)第283回	900,000,000	902,016,000	
	国庫債券 利付(2年)第284回	900,000,000	902,142,000	

国庫債券 利付（2年）第285回	900,000,000	900,819,000
国庫債券 利付（2年）第287回	900,000,000	902,358,000
国庫債券 利付（5年）第57回	700,000,000	710,675,000
国庫債券 利付（5年）第58回	1,000,000,000	1,016,400,000
国庫債券 利付（5年）第59回	1,100,000,000	1,115,389,000
国庫債券 利付（5年）第60回	1,300,000,000	1,320,072,000
国庫債券 利付（5年）第61回	1,700,000,000	1,730,430,000
国庫債券 利付（5年）第62回	1,400,000,000	1,427,440,000
国庫債券 利付（5年）第63回	1,750,000,000	1,785,315,000
国庫債券 利付（5年）第64回	1,300,000,000	1,337,583,000
国庫債券 利付（5年）第65回	1,090,000,000	1,119,124,800
国庫債券 利付（5年）第66回	1,050,000,000	1,072,869,000
国庫債券 利付（5年）第67回	300,000,000	308,040,000
国庫債券 利付（5年）第68回	400,000,000	409,312,000
国庫債券 利付（5年）第69回	200,000,000	203,580,000
国庫債券 利付（5年）第70回	1,400,000,000	1,421,966,000
国庫債券 利付（5年）第71回	500,000,000	515,175,000
国庫債券 利付（5年）第72回	950,000,000	986,223,500
国庫債券 利付（5年）第73回	1,000,000,000	1,031,770,000
国庫債券 利付（5年）第74回	900,000,000	920,016,000
国庫債券 利付（5年）第75回	600,000,000	615,594,000
国庫債券 利付（5年）第76回	600,000,000	617,646,000
国庫債券 利付（5年）第77回	900,000,000	920,313,000
国庫債券 利付（5年）第78回	900,000,000	917,280,000
国庫債券 利付（5年）第79回	700,000,000	708,323,000
国庫債券 利付（5年）第80回	800,000,000	812,432,000
国庫債券 利付（5年）第81回	1,900,000,000	1,928,842,000
国庫債券 利付（5年）第82回	1,500,000,000	1,528,605,000
国庫債券 利付（5年）第83回	700,000,000	713,006,000
国庫債券 利付（5年）第84回	1,300,000,000	1,313,143,000
国庫債券 利付（5年）第85回	1,000,000,000	1,009,160,000
国庫債券 利付（5年）第86回	800,000,000	803,840,000
国庫債券 利付（5年）第87回	1,600,000,000	1,597,792,000
国庫債券 利付（5年）第88回	1,500,000,000	1,496,370,000
国庫債券 利付（40年）第1回	460,000,000	471,711,600

国庫債券 利付（40年）第2回	200,000,000	194,690,000	
国庫債券 利付（10年）第231回	1,100,000,000	1,115,455,000	
国庫債券 利付（10年）第232回	1,100,000,000	1,114,124,000	
国庫債券 利付（10年）第233回	1,080,000,000	1,096,470,000	
国庫債券 利付（10年）第234回	1,200,000,000	1,221,936,000	
国庫債券 利付（10年）第235回	1,070,000,000	1,092,801,700	
国庫債券 利付（10年）第236回	1,560,000,000	1,595,911,200	
国庫債券 利付（10年）第237回	1,330,000,000	1,364,619,900	
国庫債券 利付（10年）第238回	1,240,000,000	1,269,859,200	
国庫債券 利付（10年）第239回	1,380,000,000	1,416,873,600	
国庫債券 利付（10年）第240回	1,279,000,000	1,310,361,080	
国庫債券 利付（10年）第241回	800,000,000	821,440,000	
国庫債券 利付（10年）第242回	1,500,000,000	1,536,525,000	
国庫債券 利付（10年）第243回	480,000,000	490,512,000	
国庫債券 利付（10年）第244回	944,000,000	963,436,960	
国庫債券 利付（10年）第245回	1,060,000,000	1,078,974,000	
国庫債券 利付（10年）第246回	590,000,000	598,973,900	
国庫債券 利付（10年）第247回	740,000,000	751,721,600	
国庫債券 利付（10年）第248回	820,000,000	830,578,000	
国庫債券 利付（10年）第249回	1,420,000,000	1,434,157,400	
国庫債券 利付（10年）第250回	820,000,000	825,207,000	
国庫債券 利付（10年）第251回	1,300,000,000	1,324,778,000	
国庫債券 利付（10年）第252回	700,000,000	715,568,000	
国庫債券 利付（10年）第253回	1,000,000,000	1,043,270,000	
国庫債券 利付（10年）第254回	790,000,000	818,771,800	
国庫債券 利付（10年）第255回	560,000,000	582,316,000	
国庫債券 利付（10年）第256回	825,000,000	856,094,250	
国庫債券 利付（10年）第257回	320,000,000	330,889,600	
国庫債券 利付（10年）第258回	1,330,000,000	1,376,071,200	
国庫債券 利付（10年）第259回	1,120,000,000	1,167,521,600	
国庫債券 利付（10年）第260回	1,050,000,000	1,099,864,500	
国庫債券 利付（10年）第261回	1,000,000,000	1,055,750,000	
国庫債券 利付（10年）第262回	880,000,000	932,694,400	
国庫債券 利付（10年）第263回	900,000,000	944,010,000	
国庫債券 利付（10年）第264回	710,000,000	741,623,400	

[次へ](#)



種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫債券 利付(20年)第22回	54,000,000	61,947,720	
	国庫債券 利付(20年)第23回	200,000,000	234,972,000	
	国庫債券 利付(20年)第24回	550,000,000	642,229,500	
	国庫債券 利付(20年)第25回	13,000,000	14,876,160	
	国庫債券 利付(20年)第26回	100,000,000	117,549,000	
	国庫債券 利付(20年)第27回	60,000,000	71,872,200	
	国庫債券 利付(20年)第28回	29,000,000	35,251,530	
	国庫債券 利付(20年)第29回	310,000,000	368,834,900	
	国庫債券 利付(20年)第30回	10,000,000	11,627,400	
	国庫債券 利付(20年)第31回	110,000,000	127,655,000	
	国庫債券 利付(20年)第32回	41,000,000	48,049,540	
	国庫債券 利付(20年)第33回	1,410,000,000	1,670,342,400	
	国庫債券 利付(20年)第34回	190,000,000	223,213,900	
	国庫債券 利付(20年)第35回	228,000,000	264,687,480	
	国庫債券 利付(20年)第36回	380,000,000	434,419,800	
	国庫債券 利付(20年)第37回	320,000,000	368,057,600	
	国庫債券 利付(20年)第38回	170,000,000	190,595,500	
	国庫債券 利付(20年)第39回	511,000,000	568,737,890	
	国庫債券 利付(20年)第40回	525,000,000	571,987,500	
	国庫債券 利付(20年)第41回	255,000,000	260,553,900	
	国庫債券 利付(20年)第42回	283,000,000	314,783,730	
	国庫債券 利付(20年)第43回	400,000,000	455,640,000	
	国庫債券 利付(20年)第44回	150,000,000	165,429,000	
	国庫債券 利付(20年)第45回	242,000,000	264,648,780	
	国庫債券 利付(20年)第46回	90,000,000	96,606,000	
	国庫債券 利付(20年)第47回	130,000,000	139,363,900	
	国庫債券 利付(20年)第48回	200,000,000	220,082,000	
	国庫債券 利付(20年)第49回	200,000,000	211,794,000	
	国庫債券 利付(20年)第50回	183,000,000	190,069,290	
	国庫債券 利付(20年)第51回	310,000,000	324,563,800	
	国庫債券 利付(20年)第52回	100,000,000	105,610,000	
	国庫債券 利付(20年)第53回	250,000,000	263,625,000	
	国庫債券 利付(20年)第54回	250,000,000	266,235,000	
	国庫債券 利付(20年)第55回	231,000,000	240,637,320	
	国庫債券 利付(20年)第56回	120,000,000	124,774,800	
	国庫債券 利付(20年)第57回	210,000,000	216,102,600	
	国庫債券 利付(20年)第58回	180,000,000	184,937,400	
	国庫債券 利付(20年)第59回	230,000,000	230,600,300	
	国庫債券 利付(20年)第60回	380,000,000	367,699,400	
	国庫債券 利付(20年)第61回	300,000,000	274,929,000	
	国庫債券 利付(20年)第62回	340,000,000	302,103,600	
	国庫債券 利付(20年)第63回	400,000,000	403,224,000	
	国庫債券 利付(20年)第64回	300,000,000	305,232,000	
	国庫債券 利付(20年)第65回	255,000,000	258,799,500	
	国庫債券 利付(20年)第66回	300,000,000	300,825,000	
	国庫債券 利付(20年)第67回	310,000,000	313,980,400	
	国庫債券 利付(20年)第68回	290,000,000	304,465,200	
	国庫債券 利付(20年)第69回	260,000,000	269,752,600	
	国庫債券 利付(20年)第70回	340,000,000	364,939,000	
	国庫債券 利付(20年)第71回	500,000,000	524,110,000	

	国庫債券 利付（20年）第72回	570,000,000	588,941,100	
	国庫債券 利付（20年）第73回	350,000,000	356,275,500	
	国庫債券 利付（20年）第74回	320,000,000	330,012,800	
	国庫債券 利付（20年）第75回	500,000,000	514,040,000	
	国庫債券 利付（20年）第76回	430,000,000	431,255,600	
	国庫債券 利付（20年）第77回	20,000,000	20,315,600	
	国庫債券 利付（20年）第78回	310,000,000	309,817,100	
	国庫債券 利付（20年）第79回	360,000,000	364,676,400	
	国庫債券 利付（20年）第80回	320,000,000	328,323,200	
	国庫債券 利付（20年）第81回	260,000,000	262,792,400	
	国庫債券 利付（20年）第82回	320,000,000	327,648,000	
	国庫債券 利付（20年）第83回	70,000,000	71,520,400	
	国庫債券 利付（20年）第84回	390,000,000	393,053,700	
	国庫債券 利付（20年）第85回	360,000,000	367,016,400	
	国庫債券 利付（20年）第86回	450,000,000	471,172,500	
	国庫債券 利付（20年）第87回	490,000,000	506,444,400	
	国庫債券 利付（20年）第88回	900,000,000	941,112,000	
	国庫債券 利付（20年）第89回	670,000,000	691,480,200	
	国庫債券 利付（20年）第90回	510,000,000	525,228,600	
	国庫債券 利付（20年）第91回	250,000,000	261,065,000	
	国庫債券 利付（20年）第92回	150,000,000	152,163,000	
	国庫債券 利付（20年）第93回	550,000,000	549,301,500	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫債券 利付（20年）第94回	600,000,000	607,596,000	
	国庫債券 利付（20年）第95回	650,000,000	675,824,500	
	国庫債券 利付（20年）第96回	450,000,000	454,887,000	
	国庫債券 利付（20年）第97回	650,000,000	665,099,500	
	国庫債券 利付（20年）第98回	300,000,000	302,316,000	
	国庫債券 利付（20年）第99回	900,000,000	905,256,000	
	国庫債券 利付（20年）第100回	820,000,000	835,588,200	
	国庫債券 利付（20年）第101回	500,000,000	524,340,000	
	国庫債券 利付（20年）第102回	700,000,000	732,970,000	
	国庫債券 利付（20年）第104回	100,000,000	100,197,000	
	国庫債券 利付（20年）第105回	800,000,000	799,464,000	
	国庫債券 利付（20年）第106回	400,000,000	405,860,000	
	国庫債券 利付（20年）第107回	600,000,000	598,392,000	
	国庫債券 利付（20年）第108回	700,000,000	676,648,000	
	国庫債券 利付（20年）第109回	700,000,000	674,611,000	
	国庫債券 利付（20年）第110回	800,000,000	796,216,000	
	国庫債券 利付（20年）第111回	500,000,000	504,425,000	
	国庫債券 利付（20年）第112回	700,000,000	695,240,000	
	国庫債券 利付（20年）第113回	800,000,000	793,416,000	
	国庫債券 利付（20年）第114回	800,000,000	792,264,000	
	国庫債券 利付（20年）第115回	500,000,000	503,110,000	
	国庫債券 利付（20年）第116回	900,000,000	904,383,000	
国債証券計	銘柄数：238	162,893,000,000	167,479,414,930	
	組入時価比率：73.8%		74.1%	
地方債証券	東京都 公募第579回	230,000,000	234,018,100	
	東京都 公募第583回	100,000,000	102,440,000	
	東京都 公募第584回	154,000,000	157,580,500	

	東京都 公募第591回	100,000,000	102,046,000	
	東京都 公募第593回	200,000,000	202,570,000	
	東京都 公募第601回	121,400,000	126,279,066	
	東京都 公募第609回	100,000,000	103,990,000	
	東京都 公募第610回	200,000,000	210,610,000	
	東京都 公募第611回	400,000,000	421,384,000	
	東京都 公募第616回	600,000,000	622,164,000	
	東京都 公募第618回	100,000,000	103,878,000	
	東京都 公募第622回	300,000,000	309,150,000	
	東京都 公募第644回	60,000,000	63,150,600	
	東京都 公募第660回	100,000,000	102,879,000	
	東京都 公募第10回	200,000,000	195,368,000	
	東京都 公募第1回	300,000,000	289,968,000	
	東京都 公募第7回	100,000,000	101,950,000	
	北海道 公募平成16年度第6回	100,000,000	103,925,000	
	北海道 公募平成18年度第6回	100,000,000	106,667,000	
	北海道 公募平成19年度第4回	100,000,000	105,606,000	
	北海道 公募平成21年度第10回	100,000,000	99,412,000	
	神奈川県 公募第127回	100,000,000	105,199,000	
	神奈川県 公募第136回	200,000,000	207,918,000	
	神奈川県 公募第7回	200,000,000	203,004,000	
	神奈川県 公募第30回	100,000,000	102,290,000	
	大阪府 公募第262回	100,000,000	103,083,000	
	大阪府 公募第285回	150,000,000	155,163,000	
	大阪府 公募第291回	100,000,000	106,222,000	
	大阪府 公募第303回	300,000,000	316,230,000	
	大阪府 公募第41回	300,000,000	307,536,000	
	京都府 公募平成15年度第2回	100,000,000	103,962,000	
	京都府 公募平成16年度第3回	100,000,000	103,535,000	
	京都府 公募平成18年度第1回	160,000,000	167,588,800	
	兵庫県 公募平成16年度第13回	100,000,000	102,795,000	
	兵庫県 公募平成19年度第5回	300,000,000	308,418,000	
	兵庫県 公募第9回	100,000,000	99,057,000	
	静岡県 公募平成16年度第1回	110,000,000	114,733,300	
	静岡県 公募平成19年度第4回	200,000,000	212,084,000	
	静岡県 公募平成21年度第7回	100,000,000	100,762,000	
	愛知県 公募平成13年度第2回	100,000,000	101,763,000	
	愛知県 公募平成19年度第3回	111,000,000	117,298,140	
	愛知県 公募平成21年度第17回	100,000,000	99,394,000	
	広島県 公募平成13年度第1回	129,510,000	132,162,364	
	広島県 公募平成16年度第1回	200,000,000	206,082,000	
	埼玉県 公募平成21年度第5回	100,000,000	99,832,000	
	福岡県 公募平成18年度第1回	200,000,000	214,820,000	
	千葉県 公募平成21年度第11回	180,000,000	179,226,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
地方債証券	新潟県 公募平成17年度第1回	100,000,000	102,897,000	
	新潟県 公募平成21年度第2回	150,000,000	151,014,000	
	共同発行市場地方債 公募第3回	100,000,000	100,271,000	
	共同発行市場地方債 公募第13回	300,700,000	312,316,041	
	共同発行市場地方債 公募第17回	100,000,000	105,237,000	
	共同発行市場地方債 公募第20回	100,000,000	104,004,000	

	共同発行市場地方債 公募第22回	100,000,000	103,551,000	
	共同発行市場地方債 公募第26回	300,000,000	309,177,000	
	共同発行市場地方債 公募第27回	100,000,000	103,030,000	
	共同発行市場地方債 公募第28回	129,500,000	133,412,195	
	共同発行市場地方債 公募第31回	200,000,000	208,012,000	
	共同発行市場地方債 公募第32回	100,000,000	104,526,000	
	共同発行市場地方債 公募第34回	100,000,000	103,366,000	
	共同発行市場地方債 公募第35回	100,000,000	104,482,000	
	共同発行市場地方債 公募第82回	200,000,000	199,140,000	
	共同発行市場地方債 公募第84回	500,000,000	495,660,000	
	島根県 公募平成19年度第1回	300,000,000	306,717,000	
	福島県 公募平成18年度第1回	200,000,000	203,740,000	
	福島県 公募平成19年度第1回	200,000,000	204,982,000	
	熊本県 公募平成18年度第2回	173,000,000	182,099,800	
	静岡市 公募平成17年度第1回	100,000,000	104,356,000	
	大阪市 公募平成17年度第4回	100,000,000	102,920,000	
	大阪市 公募平成19年度第1回	300,000,000	306,348,000	
	大阪市 公募平成19年度第6回	200,000,000	205,158,000	
	名古屋市 公募第460回	100,000,000	104,564,000	
	名古屋市 公募第464回	100,000,000	102,640,000	
	名古屋市 公募第12回ふ号	115,200,000	117,948,672	
	名古屋市 公募第12回て号	244,000,000	250,009,720	
	名古屋市 公募第12回ゆ号	200,000,000	206,864,000	
	名古屋市 公募第12回ひ号	100,000,000	103,017,000	
	京都市 公募平成19年度第4回	190,000,000	195,975,500	
	神戸市 公募平成17年度13回	100,000,000	104,185,000	
	横浜市 公募平成15年度第2回	100,000,000	100,609,000	
	横浜市 公募平成15年度第3回	50,000,000	50,772,000	
	横浜市 公募公債平成14年度3回	100,000,000	101,767,000	
	横浜市 公募公債平成14年度5回	200,000,000	202,480,000	
	横浜市 公募公債平成15年度4回	180,000,000	186,678,000	
	横浜市 公募公債平成17年度1回	300,000,000	309,237,000	
	横浜市 公募公債平成17年度2回	205,000,000	211,668,650	
	札幌市 公募平成19年度第3回	100,000,000	104,771,000	
	川崎市 公募第76回	100,000,000	101,241,000	
	川崎市 公募第15回	150,000,000	153,010,500	
	北九州市 公募平成18年度第2回	170,000,000	178,853,600	
	福岡市 公募平成15年度第6回	175,000,000	180,152,000	
	さいたま市 公募第3回	100,000,000	103,919,000	
	鹿児島県 公募平成18年度第1回	178,200,000	188,751,222	
	山梨県 公募平成19年度第1回	200,000,000	210,492,000	
	東京都住宅供給公社債券 第4回	300,000,000	316,554,000	
	東京都住宅供給公社債券 第5回	200,000,000	209,594,000	
地方債証券計	銘柄数：96	15,916,510,000	16,387,362,770	
	組入時価比率：7.2%		7.3%	
特殊債券	日本政策投資銀行債券 政府保証第18回	100,000,000	106,177,000	
	日本政策投資銀行債券 財投機関債第7回	100,000,000	101,099,000	

	日本政策投資銀行債券 財投機関債第9回	100,000,000	103,775,000	
	日本政策投資銀行債券 財投機関債第29回	200,000,000	210,900,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第317回	500,000,000	502,395,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第319回	101,000,000	102,793,760	
	道路債券 政府保証第322回	100,000,000	103,933,000	
	道路債券 政府保証第332回	100,000,000	104,239,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第336回	500,000,000	519,260,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第344回	200,000,000	202,058,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第345回	101,000,000	103,834,060	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証第346回	300,000,000	311,505,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券財投機関債第3回	100,000,000	104,450,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券財投機関債第4回	100,000,000	100,457,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券財投機関債第6回	200,000,000	209,008,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券財投機関債第8回	200,000,000	208,742,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券財投機関債第23回	200,000,000	205,276,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券財投機関債第33回	200,000,000	209,880,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券財投機関債第38回	100,000,000	104,580,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継政府保証債第1回	115,000,000	119,941,550	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第3回	200,000,000	208,556,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第5回	100,000,000	104,839,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第6回	100,000,000	103,309,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第9回	100,000,000	103,229,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第14回	180,000,000	191,800,800	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第58回	136,000,000	141,684,800	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第60回	139,000,000	145,801,270	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第98回	300,000,000	296,634,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券政府保証債第100回	400,000,000	399,128,000	

日本高速道路保有・債務返済機構承継財投機関債第33回	100,000,000	106,508,000	
公営企業債券 政府保証第804回	200,000,000	202,622,000	
公営企業債券 政府保証第815回	112,000,000	114,798,880	
公営企業債券 政府保証第816回	102,000,000	104,620,380	
公営企業債券 政府保証第822回	111,000,000	113,157,840	
公営企業債券 政府保証第823回	121,000,000	122,715,780	
公営企業債券 政府保証第828回	400,000,000	401,920,000	
公営企業債券 政府保証第830回	100,000,000	101,758,000	
公営企業債券 政府保証第836回	115,000,000	118,772,000	
公営企業債券 政府保証第839回	404,000,000	420,608,440	
公営企業債券 政府保証第840回	100,000,000	104,548,000	
公営企業債券 政府保証第846回	134,000,000	139,152,300	
公営企業債券 政府保証第847回	400,000,000	415,400,000	
公営企業債券 政府保証第852回	200,000,000	206,700,000	
公営企業債券 政府保証第855回	100,000,000	103,268,000	
公営企業債券 政府保証第856回	355,000,000	370,385,700	
公営企業債券 政府保証第857回	200,000,000	209,742,000	
公営企業債券 政府保証第858回	200,000,000	208,594,000	
公営企業債券 政府保証第864回	135,000,000	143,850,600	
公営企業債券 政府保証第886回	103,000,000	108,024,340	
公営企業債券 政府保証15年第1回	300,000,000	303,339,000	
地方公共団体金融機構債券 第1回	100,000,000	102,029,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	298,479,000	
公営企業債券 20年第2回財投機関債	100,000,000	96,034,000	
公営企業債券 第3回財投機関債	200,000,000	204,758,000	
公営企業債券 第7回財投機関債	100,000,000	103,560,000	
公営企業債券 第11回財投機関債	100,000,000	104,721,000	
公営企業債券 第14回財投機関債	200,000,000	207,518,000	
公営企業債券 第24回財投機関債	100,000,000	106,256,000	
首都高速道路債券 政府保証第189回	100,000,000	103,261,000	
首都高速道路債券 政府保証第193回	100,000,000	104,208,000	
首都高速道路債券 政府保証第198回	101,000,000	104,351,180	
阪神高速道路債券 政府保証第146回	101,000,000	104,382,490	
中小企業債券 政府保証第185回	400,000,000	403,412,000	
中小企業債券 政府保証第186回	100,000,000	103,264,000	
日本鉄道建設債券 第1回財投機関債	100,000,000	102,143,000	
国際協力銀行債券 第6回財投機関債	100,000,000	102,084,000	
国際協力銀行債券 第8回財投機関債	100,000,000	100,747,000	
国際協力銀行債券 第21回財投機関債	100,000,000	104,277,000	
国際協力銀行債券 第27回財投機関債	200,000,000	209,816,000	
都市再生債券 政府保証第9回	100,000,000	101,210,000	
本州四国連絡橋債券 政府保証第23回	100,000,000	103,682,000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第7回	100,000,000	102,317,000	
東京交通債券 第340回	200,000,000	208,768,000	
東京交通債券 第342回	200,000,000	214,050,000	
東京交通債券 第347回	157,000,000	159,598,350	
放送債券 第106回	100,000,000	102,232,000	
関西国際空港債券 財投機関債第3回	200,000,000	209,372,000	
預金保険機構債券 政府保証第127回	100,000,000	101,301,000	
預金保険機構債券 政府保証第135回	100,000,000	101,210,000	

	預金保険機構債券 政府保証第153回	100,000,000	102,203,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第4回	200,000,000	205,882,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第14回	200,000,000	209,372,000	
	国民生活債券 政府保証第8回	100,000,000	101,425,000	
	国民生活債券 政府保証第17回	200,000,000	209,580,000	
	国民生活債券 財投機関第27回	300,000,000	306,450,000	
	商工債券 利付第674回い号	110,000,000	112,181,300	
	商工債券 利付第678回い号	200,000,000	203,770,000	
	商工債券 利付第709回い号	100,000,000	102,460,000	
	農林債券 利付第672回い号	200,000,000	202,904,000	
	農林債券 利付第673回い号	200,000,000	202,866,000	
	農林債券 利付第675回い号	100,000,000	101,719,000	
	農林債券 利付第690回い号	100,000,000	102,207,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊債券	農林債券 利付第704回い号	100,000,000	102,550,000	
	農林債券 利付第715回い号	400,000,000	399,264,000	
	あおぞら債券 利付第597回	200,000,000	202,594,000	
	しんきん中金債券 利付第200回	370,000,000	376,996,700	
	しんきん中金債券 利付第202回	100,000,000	101,612,000	
	しんきん中金債券 利付第209回	200,000,000	204,078,000	
	しんきん中金債券 利付第218回	200,000,000	204,292,000	
	しんきん中金債券 利付第227回	100,000,000	103,047,000	
	しんきん中金債券 利付第234回	300,000,000	306,564,000	
	しんきん中金債券 利付第240回	100,000,000	100,970,000	
	商工債券 利付(3年)第112回	300,000,000	303,303,000	
	商工債券 利付(10年)第5回	200,000,000	208,334,000	
	東日本高速道路債券 政府保証第2回	120,000,000	125,146,800	
	中日本高速道路債券 政府保証第1回	412,000,000	431,932,560	
	中日本高速道路債券 政府保証第2回	100,000,000	104,291,000	
	中日本高速道路債券 政府保証第13回	138,000,000	144,833,760	
	西日本高速道路債券 政府保証第1回	215,000,000	225,401,700	
	西日本高速道路債券 政府保証第2回	176,000,000	186,287,200	
	西日本高速道路債券 政府保証第3回	151,000,000	159,742,900	
	西日本高速道路債券 政府保証第8回	100,000,000	104,952,000	
	緑資源債券 財投機関債第3回	200,000,000	208,788,000	
	緑資源債券 財投機関債第4回	100,000,000	104,009,000	
	貸付債権担保第6回住宅金融公庫債券	46,595,000	47,243,602	
	貸付債権担保第12回住宅金融公庫債券	166,977,000	165,811,500	
	貸付債権担保第19回住宅金融公庫債券	303,585,000	303,487,852	
	貸付債権担保第10回住宅金融公庫債券	149,061,000	145,832,338	
	貸付債権担保第5回S種住宅金融公庫債券	177,837,000	177,861,897	
	貸付債権担保第42回住宅金融公庫債券	155,462,000	161,181,446	
	貸付債権担保第6回S種住宅金融公庫債券	256,600,000	264,046,532	

	貸付債権担保第7回S種住宅金融公庫債券	64,636,000	66,485,235	
	貸付債権担保第39回住宅金融公庫債券	155,838,000	155,613,593	
	貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	76,680,000	77,077,969	
	貸付債権担保第15回住宅金融公庫債券	172,260,000	170,959,437	
	貸付債権担保第32回住宅金融公庫債券	305,756,000	303,832,794	
	貸付債権担保第20回住宅金融公庫債券	313,930,000	320,265,107	
	貸付債権担保第44回住宅金融公庫債券	313,000,000	322,975,310	
	貸付債権担保第8回住宅金融支援機構債券	174,884,000	177,143,501	
	貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	86,789,000	88,824,202	
	貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	94,491,000	97,539,279	
	貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	292,089,000	294,738,247	
	貸付債権担保S種第16回住宅金融支援機構債券	280,344,000	282,516,666	
特殊債券計	銘柄数：133	23,301,814,000	23,914,256,947	
	組入時価比率：10.5%		10.6%	
社債券	メリルリンチ・アンド・カンパニー・ インク 第12回円貨社債	100,000,000	99,249,000	
	中小企業銀行 第2回円貨債券（2007）	100,000,000	100,082,000	
	GEキャピタルコーポレーション 第12回円貨社債	100,000,000	97,225,000	
	JPMorgan・チェース・アンド・カンパニー 第7回円貨社債	100,000,000	102,421,000	
	エイチエスピーシー・ファイナンス・ コーポレーション 第12回	100,000,000	84,360,000	
	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク 第7回円貨社債	100,000,000	101,911,000	
	シティグループ・インク 第11回円貨 社債	100,000,000	95,827,000	
	シティグループ・インク 第21回円貨 社債	100,000,000	99,598,000	
	アフラック・インコーポレーテッド 第5回円貨社債	100,000,000	98,524,000	
	バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション 第6回円貨社債	200,000,000	196,994,000	
	ナショナル・オーストラリア銀行 第1回円貨社債（2007）	100,000,000	102,085,000	
	ウェストパック・バンキング・コーポレーション 第5回円貨社債	100,000,000	99,724,000	
	明治製菓 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,550,000	



	森永乳業 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,052,000	
	キリンホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,765,000	
	キッコーマン 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,814,000	
	日本アコモデーションファンド投資法人 第1回特定投資法人債	100,000,000	101,283,000	
	住友化学 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,997,000	
	三菱化学 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,258,000	
	三菱化学 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,938,000	
	三井化学 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,799,000	
	三井化学 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,320,000	
	大日本インキ化学工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,606,000	
	旭硝子 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,418,000	
	住友金属工業 第56回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,942,000	
	豊田自動織機 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,209,000	
	豊田自動織機 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,151,000	
	日立製作所 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,774,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	セイコーエプソン 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,657,000	
	ソニー 第26回	100,000,000	104,348,000	
	デンソー 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	301,560,000	
	日産自動車 第47回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,018,000	
	トヨタ自動車 第6回社債間限定同順位特約付	500,000,000	511,010,000	
	三井物産 第42回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,122,000	
	三井物産 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,774,000	
	三井物産 第58回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,390,000	
	住友商事 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,047,000	
	三菱商事 第53回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	100,416,000	
	丸井 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,134,000	
	クレディセゾン 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,933,000	

みずほコーポレート銀行 第2回劣後特約付	100,000,000	105,250,000	
みずほコーポレート銀行 第4回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,849,000	
みずほコーポレート銀行 第7回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	211,716,000	
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,909,000	
みずほコーポレート銀行 第13回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,564,000	
みずほコーポレート銀行 第14回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	206,704,000	
三菱東京UFJ銀行 第9回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,513,000	
三菱東京UFJ銀行 第84回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,650,000	
東京三菱銀行 第4回無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,603,000	
三菱東京UFJ銀行 第11回（劣後特約付）	100,000,000	106,689,000	
UFJ銀行 第3回劣後特約付	100,000,000	102,158,000	
広島銀行 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,717,000	
広島銀行 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,633,000	
住友信託銀行 第5回劣後特約付	100,000,000	106,053,000	
みずほ信託銀行 第1回劣後特約付	100,000,000	103,575,000	
中央三井信託銀行 第3回無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	104,796,000	
セブン銀行 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,979,000	
三井住友銀行 第38回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,880,000	
三井住友銀行 第42回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,954,000	
三井住友銀行 第8回劣後特約付	100,000,000	104,903,000	
みずほ銀行 第6回劣後特約付	200,000,000	210,930,000	
NTTファイナンス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,883,000	
トヨタファイナンス 第27回社債間限定同等特約付	200,000,000	208,300,000	
イオンクレジットサービス 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,975,000	
大和証券グループ本社 第6回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,912,000	
野村ホールディングス 第6回	100,000,000	102,768,000	
野村證券 第4回	100,000,000	100,824,320	
第1回財政融資マスタートラスト特定目的会社 第1回特定社債	100,000,000	100,764,000	
三井不動産 第23回社債間限定同順位特約付	300,000,000	311,715,000	
三菱地所 第56回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	105,361,000	

	住友不動産 第58回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,267,000	
	住友不動産 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,136,000	
	京成電鉄 第42回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,474,000	
	東日本旅客鉄道 第2回	100,000,000	120,326,000	
	東日本旅客鉄道 第15回	100,000,000	110,399,000	
	東日本旅客鉄道 第19回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,856,000	
	東日本旅客鉄道 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,856,000	
	東日本旅客鉄道 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,140,000	
	西日本旅客鉄道 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,284,000	
	東海旅客鉄道 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,973,000	
	東海旅客鉄道 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	212,044,000	
	日本郵船 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,989,000	
	日本電信電話 第51回	300,000,000	321,072,000	
	NTTドコモ 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,331,000	
	東京電力 第426回	200,000,000	240,374,000	
	東京電力 第428回	300,000,000	351,693,000	
	東京電力 第459回	100,000,000	111,180,000	
	東京電力 第491回	300,000,000	306,582,000	
	東京電力 第497回	400,000,000	409,860,000	
	東京電力 第498回	200,000,000	203,936,000	
	東京電力 第502回	100,000,000	101,670,000	
	東京電力 第505回	200,000,000	202,272,000	
	東京電力 第506回	600,000,000	604,866,000	
	東京電力 第510回	100,000,000	103,355,000	
	東京電力 第511回	100,000,000	104,351,000	
	中部電力 第406回	200,000,000	230,868,000	
	中部電力 第455回	100,000,000	101,641,000	
	中部電力 第464回	100,000,000	100,994,000	
	中部電力 第467回	100,000,000	104,209,000	
	中部電力 第482回	200,000,000	213,466,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	関西電力 第439回	100,000,000	104,195,000	
	関西電力 第441回	200,000,000	207,740,000	
	関西電力 第448回	100,000,000	107,221,000	
	中国電力 第330回	100,000,000	104,712,000	
	北陸電力 第245回	200,000,000	231,374,000	
	北陸電力 第248回	100,000,000	118,260,000	
	北陸電力 第284回	200,000,000	209,438,000	
	東北電力 第414回	100,000,000	100,832,000	
	東北電力 第431回	400,000,000	426,152,000	
	九州電力 第372回	100,000,000	100,994,000	

	九州電力 第374回	100,000,000	103,569,000	
	九州電力 第389回	200,000,000	213,606,000	
	九州電力 第395回	100,000,000	103,778,000	
	北海道電力 第267回	100,000,000	102,125,000	
	北海道電力 第285回	100,000,000	104,848,000	
	電源開発 第2回	200,000,000	207,286,000	
	電源開発 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,853,000	
	電源開発 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	208,120,000	
	東京瓦斯 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	110,756,000	
	東京瓦斯 第24回社債間限定同順位特約付	200,000,000	206,566,000	
	大阪瓦斯 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	112,822,000	
	東邦瓦斯 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,329,000	
社債券計	銘柄数：122	17,400,000,000	18,072,852,320	
	組入時価比率：8.0%		8.0%	
合計			225,853,886,967	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成22年4月30日現在

資産総額	25,867,239,856	円
負債総額	42,052,515	円
純資産総額( - )	25,825,187,341	円
発行済口数	23,511,383,778	口
1口当たり純資産額( / )	1.0984	円

&lt;ご参考&gt;

「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」

資産総額	241,119,929,669	円
負債総額	2,549,754,259	円
純資産総額( - )	238,570,175,410	円
発行済口数	213,604,359,017	口
1口当たり純資産額( / )	1.1169	円

## 第5 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	3,166,791,580	8,789	3,166,782,791
第2期	1,873,849,765	950,404,818	4,090,227,738
第3期	5,104,573,367	375,791,726	8,819,009,379
第4期	3,830,484,211	2,225,192,099	10,424,301,491
第5期	4,896,747,301	2,443,351,582	12,877,697,210
第6期	6,488,663,598	2,681,486,605	16,684,874,203
第7期	6,409,158,455	2,617,651,934	20,476,380,724
第8期	5,544,331,029	2,620,423,568	23,400,288,185

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 第四部 【特別情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成22年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

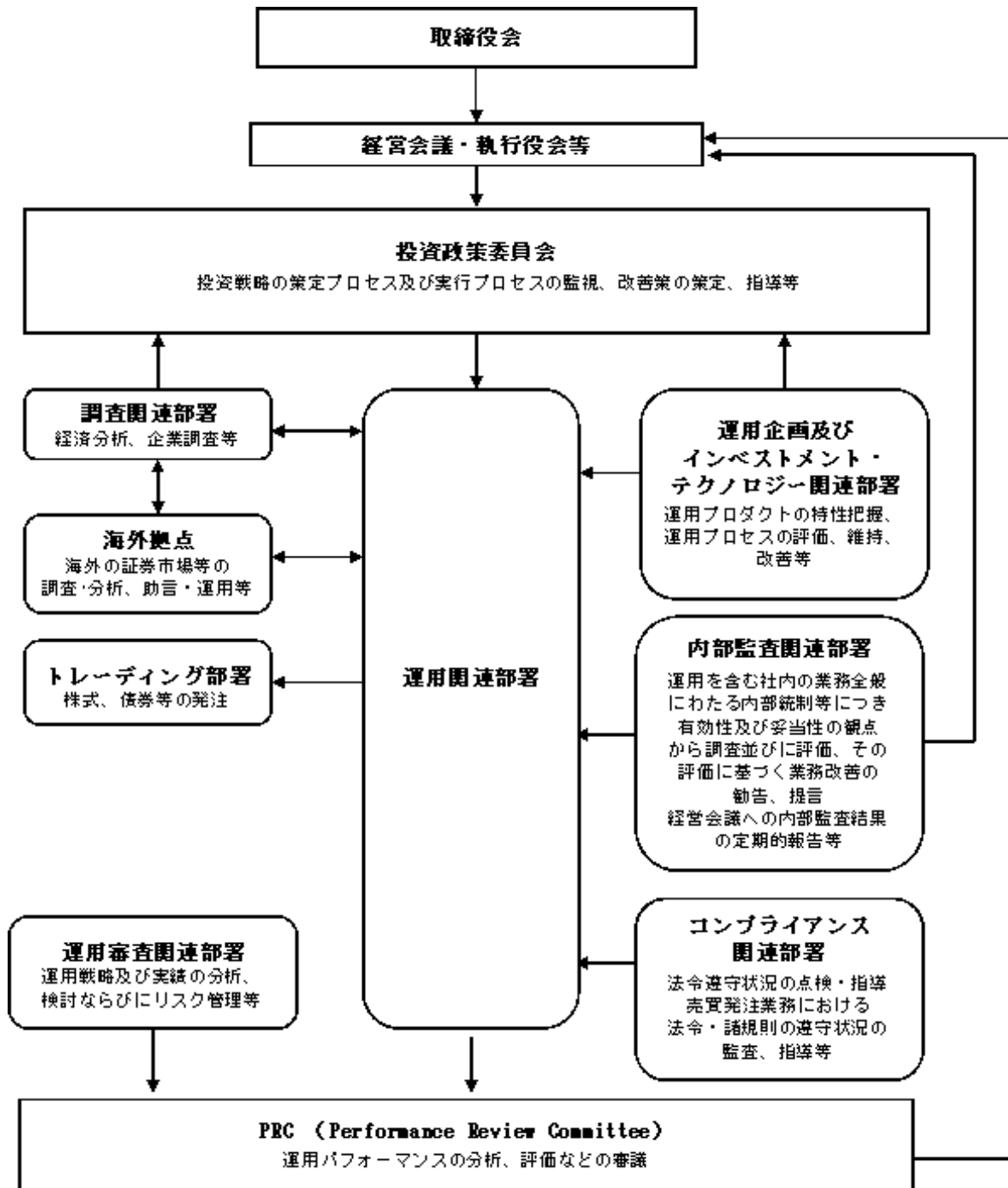
###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

###### 委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

## (b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年5月31日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	649	9,114,224
単位型株式投資信託	21	252,969
追加型公社債投資信託	19	4,706,882
単位型公社債投資信託	0	0
合計	689	14,074,076



### 3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前事業年度(第49期事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当事業年度(第50期事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		2,855	560
金銭の信託		32,058	34,551
有価証券		6,300	3,400
短期貸付金		1,526	592
前払金		45	43
前払費用		9	17
未収入金		81	84
未収委託者報酬		13,910	7,489
未収収益		2,030	1,629
未収法人税等		-	498
繰延税金資産		1,137	879
その他		1,072	807
貸倒引当金		7	4
流動資産計		61,020	50,549
固定資産			
有形固定資産		1,972	2,183
建物	2	800	710
器具備品	2	1,171	1,472
無形固定資産		8,857	12,407
ソフトウェア		8,852	12,403
電話加入権		2	2
その他		2	1
投資その他の資産		45,424	28,519
投資有価証券		27,606	10,693
関係会社株式	3	15,739	15,743
従業員長期貸付金		194	385
長期差入保証金		34	39
長期前払費用		17	19
繰延税金資産		1,567	1,256
その他		264	381
貸倒引当金		0	0
固定資産計		56,253	43,110
資産合計		117,274	93,659

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
関係会社短期借入金			-		12,000
預り金			148		95
未払金	1		12,848		5,750
未払収益分配金			5		5
未払償還金			105		82
未払手数料			6,115		3,275
その他未払金			6,622		2,387
未払費用	1		8,363		4,849
未払法人税等	4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
<b>固定負債</b>					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
<b>(純資産の部)</b>					
<b>株主資本</b>					
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	2	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計			22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	1	-		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		-		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	3	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		-	
退職給付制度移行損失		-		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
当期変動額合計	-	11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,883	3,040
当期変動額合計	5,883	3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	610	250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	5,522	2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	6,259	22,445
当期末残高	86,589	64,143





## [重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> <p>2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="316 1104 616 1227"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5．引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左)</p> <p>時価のないもの (同左)</p> <p>2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>4．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="943 1104 1243 1227"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5．引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 (同左)</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 (同左)</p> <p>9. 連結納税制度の適用 (同左)</p>

## [会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年 3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	
<p>(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理)</p> <p>当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年 4月13日）を適用しております。</p> <p>この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。</p>	
	<p>(リース取引の処理方法)</p> <p>当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。</p> <p>この適用により、リース取引開始日が平成20年 4月 1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。</p>

## [表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。</p>	
<p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。</p> <p>3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。</p> <p>4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	

## [追加情報]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	
	<p>(退職給付制度の改訂)</p> <p>当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。</p> <p>この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。</p>

[注記事項]  
貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払金 5,619百万円 未払費用 934</p>	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払金 2,119百万円 未払費用 585</p>
<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 201百万円 器具備品 534 合計 736</p>	<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260</p>
<p>3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。</p> <p>関係会社株式 3,064百万円</p>	
<p>4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。</p>	

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 2,214百万円</p>	<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円</p>
<p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p>	<p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p>
<p>3. 固定資産除却損</p> <p>器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56</p>	<p>3. 固定資産除却損</p> <p>器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405</p>

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

1株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年 3月31日

効力発生日 平成20年 6月 2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 700円

基準日 平成21年 3月31日

効力発生日 平成21年 6月 1日

## リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																																
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,453百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">814</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">639</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">281百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">368</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">650</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">332百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">309</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	1,453百万円	減価償却累計額相当額	814	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	639			未経過リース料期末残高相当額		1年以内	281百万円	1年超	368	合計	650	支払リース料	332百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	309	支払利息相当額	19	減損損失	-			未経過リース料		1年以内	4百万円	1年超	5	合計	9	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p style="text-align: center;">リース資産の内容</p> <p>有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)</p> <p>主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。</p> <p style="text-align: center;">リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針の「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,343百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">980</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">363</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">180百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">375</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">296百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	1,343百万円	減価償却累計額相当額	980	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	363			未経過リース料期末残高相当額		1年以内	180百万円	1年超	195	合計	375	支払リース料	296百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	276	支払利息相当額	14	減損損失	-			未経過リース料		1年以内	6百万円	1年超	3	合計	9
	器具備品																																																																																
取得価額相当額	1,453百万円																																																																																
減価償却累計額相当額	814																																																																																
減損損失累計額相当額	-																																																																																
期末残高相当額	639																																																																																
未経過リース料期末残高相当額																																																																																	
1年以内	281百万円																																																																																
1年超	368																																																																																
合計	650																																																																																
支払リース料	332百万円																																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																																
減価償却費相当額	309																																																																																
支払利息相当額	19																																																																																
減損損失	-																																																																																
未経過リース料																																																																																	
1年以内	4百万円																																																																																
1年超	5																																																																																
合計	9																																																																																
	器具備品																																																																																
取得価額相当額	1,343百万円																																																																																
減価償却累計額相当額	980																																																																																
減損損失累計額相当額	-																																																																																
期末残高相当額	363																																																																																
未経過リース料期末残高相当額																																																																																	
1年以内	180百万円																																																																																
1年超	195																																																																																
合計	375																																																																																
支払リース料	296百万円																																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																																
減価償却費相当額	276																																																																																
支払利息相当額	14																																																																																
減損損失	-																																																																																
未経過リース料																																																																																	
1年以内	6百万円																																																																																
1年超	3																																																																																
合計	9																																																																																



## 有価証券関係

## 1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

## 3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)			当事業年度末 (平成21年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

## 4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)			当事業年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他(1)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
小計	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

- (1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は

249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

## 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

## 6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年 3月31日)	当事業年度末 (平成21年 3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

## 7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	6,300	-	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

## デリバティブ取引関係

## 1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。</p>	<p>(1) 取引の内容及び利用目的 (同左)</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>ヘッジ方針 (同左)</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 (同左)</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 (同左)</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)</p>

## 2. 取引の時価等に関する事項

## (1) 前事業年度末(平成20年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	-	2,787	96
市場取引以外の取引	スワップ取引 短期変動金利受取・株価指数変化率支払	4,663	-	6	6
合計		7,354	-	2,781	102

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

## (2) 当事業年度末(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

## 退職給付関係

前事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成20年 3月31日)	
イ. 退職給付債務	13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	5,359
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	5,359
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951
(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,620
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。





## 税効果会計関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金損金算入限度超過額	退職給付引当金
2,197	1,894
所有株式税務簿価通算差異	所有株式税務簿価通算差異
884	884
ゴルフ会員権評価減	投資有価証券評価減
508	616
投資有価証券評価減	ゴルフ会員権評価減
673	510
減価償却超過額	賞与引当金
273	442
子会社株式売却損	未払確定拠出年金掛金
196	328
賞与引当金損金算入限度超過額	タックスヘイブン税制
709	271
事業税	減価償却超過額
350	262
時効後支払損引当金	子会社株式売却損
191	196
繰延ヘッジ損失	時効後支払損引当金
173	189
その他	その他
107	85
繰延税金資産計	繰延税金資産小計
6,266	5,682
繰延税金負債	評価性引当金
有価証券評価差額金	1,924
3,561	繰延税金資産計
繰延税金負債計	3,757
3,561	繰延税金負債
繰延税金資産(純額)	繰延ヘッジ利益
2,705	173
	有価証券評価差額金
	1,448
	繰延税金負債計
	1,621
	繰延税金資産(純額)
	2,136
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
41.0%	41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
1.4%	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
3.6%	7.0%
住民税等均等割	住民税等均等割
0.0%	0.0%
タックスヘイブン課税	タックスヘイブン税制
4.7%	0.1%
外国税額控除	外国税額控除
1.1%	5.9%
その他	その他
0.9%	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
43.3%	44.1%
	評価性引当金の増減額
	16.2%
	その他
	0.7%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	44.1%

## 関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	57,000	-	-
								資金の回収	71,000	-	-
								貸付金利息 の受入	33	-	-

2. 役員及び個人主要株主等  
該当はありません。

## 3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

## 4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業		なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。

(\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

## (イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都 千代田 区	400	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4)	4,926	未払費用	1,064
---------	--	-----------------	-----	-------	--	-----------------	--	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等  
該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
  - (\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
  - (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
  - (\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

## 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,811円16銭	1株当たり純資産額	12,453円43銭
1株当たり当期純利益	2,356円90銭	1株当たり当期純利益	1,285円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,139百万円	損益計算書上の当期純利益	6,621百万円
普通株式に係る当期純利益	12,139百万円	普通株式に係る当期純利益	6,621百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株



## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

		平成21年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		561
金銭の信託		39,406
有価証券		3,200
短期貸付金		519
未収委託者報酬		10,926
未収収益		3,015
繰延税金資産		893
その他		239
貸倒引当金		6
流動資産計		58,755
固定資産		
有形固定資産	1	2,136
無形固定資産		12,282
ソフトウェア		12,278
その他		3
投資その他の資産		29,202
投資有価証券		12,526
関係会社株式		15,739
繰延税金資産		220
その他		716
貸倒引当金		0
固定資産計		43,620
資産合計		102,375

		平成21年 9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		17,000
未払収益分配金		4
未払償還金		79
未払手数料		4,823
その他未払金	2	946
未払費用		6,468
未払法人税等		578
賞与引当金		1,371
その他		137
流動負債計		31,409
固定負債		
退職給付引当金		4,603
時効後支払損引当金		463
その他		332
固定負債計		5,399
負債合計		36,808
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		61,922
資本剰余金		17,180
資本準備金		11,729
利益剰余金		11,729
利益準備金		33,012
その他利益剰余金		685
別途積立金		32,327
繰越利益剰余金		24,606
評価・換算差額等		7,721
その他有価証券評価差額金		3,644
繰延ヘッジ損益		3,516
		127
純資産合計		65,567
負債・純資産合計		102,375

## 中間損益計算書

		自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		36,849
運用受託報酬		4,504
その他営業収益		32
営業収益計		41,385
営業費用		
支払手数料		17,083
調査費		9,487
その他営業費用		2,304
営業費用計		28,875
一般管理費	1	11,875
営業利益		634
営業外収益	2	4,058
営業外費用	3	133
経常利益		4,559
特別利益	4	195
特別損失	5	35
税引前中間純利益		4,719
法人税、住民税及び事業税		890
法人税等調整額		110
中間純利益		3,718

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(単位:百万円)

	自 平成21年 4月 1日
	至 平成21年 9月30日
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>資本剰余金合計</b>	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>別途積立金</b>	
前期末残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
<b>繰越利益剰余金</b>	
前期末残高	7,608
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	7,721
<b>利益剰余金合計</b>	
前期末残高	32,900

当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	33,012
株主資本合計	
前期末残高	61,810
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	61,922
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	2,084
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,432
当中間期変動額合計	1,432
当中間期末残高	3,516
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	249
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	121
当中間期変動額合計	121
当中間期末残高	127
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,333
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,310
当中間期変動額合計	1,310
当中間期末残高	3,644
純資産合計	
前期末残高	64,143
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	3,718
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,310
当中間期変動額合計	1,423
当中間期末残高	65,567

## [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法          その他有価証券          時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)          時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産          定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産          定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金          一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金          賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。          確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。          退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金          時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

平成21年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,614百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## 中間損益計算書関係

自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	360百万円
無形固定資産	1,765百万円
長期前払費用	3百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	2,569百万円
金銭の信託運用益	1,364百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	54百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	72百万円
株式報酬受入益	122百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	23百万円
投資有価証券等評価損	0百万円
固定資産除却損	12百万円

## 中間株主資本等変動計算書関係

自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日					
1 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	平成21年 3月 末	増加	減少	平成21年 9月 末
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項					
	配当金支払額				
	平成21年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
	・ 普通株式の配当に関する事項				
	(1) 配当金の総額		3,605百万円		
	(2) 1株当たり配当額		700円		
	(3) 基準日		平成21年 3月31日		
	(4) 効力発生日		平成21年 6月 1日		



## リース取引関係

自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	1,330百万円
減価償却累計額相当額	1,076
中間期末残高相当額	254
未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	121百万円
1年超	141
合計	263
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	116百万円
減価償却費相当額	108
支払利息相当額	4
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	7百万円
1年超	5
合計	12

## 有価証券関係

## 当中間会計期間末(平成21年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,631	89,567
合計	3,064	92,631	89,567

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	6,324	6,041
(2) その他( )	5,328	5,247	81
合計	5,611	11,572	5,960

( ) 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は127百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	3,200
非上場株式	954

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

## 1 株当たり情報

自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	12,729円78銭
1株当たり中間純利益	721円90銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	3,718百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	3,718百万円
期中平均株式数	5,150千株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 平成22年4月末現在

#### (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あいおい損害保険株式会社	100,005百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

\* 平成22年4月末現在

### 2 【関係業務の概要】

#### (1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

#### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

### 3 【資本関係】

#### (1) 受託者

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾幸治指定社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)



## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月30日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月22日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）の平成21年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）の平成22年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)